

第二十五回国会 大蔵委員会 議 録 第五号

昭和三十一年十一月二十七日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事藤枝 泉介君

理事石村 英雄君 理事春日 一幸君

奥村又十郎君 加藤 高藏君

吉川 久衛君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 内藤 友明君

前田房之助君 山本 勝市君

井手 以誠君 石山 權作君

太原津與志君 田万 廣文君

竹谷源太郎君 平岡忠次郎君

横銭 重吉君 横路 節雄君

横山 利秋君 石野 久男君

出席政府委員

法制局参事官 西村健次郎君

(第三部長) 大蔵事務官 宮川新一郎君

(主計局長) 食糧庁長官 小倉 武一君

委員外の出席者

大蔵事務官(主 中尾 博之君

計局法規課長) 農林事務官 中西 一郎君

(食糧庁総務 部企画課長) 専門員 椎木 文也君

十一月二十六日

委員生田宏一君及び古川丈吉君辞任

につき、その補欠として岡崎英城君

及び中島茂喜君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員中島茂喜君辞任につき、その補

欠として古川丈吉君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十七日

委員有馬輝武君辞任につき、その補

欠として井手以誠君が議長の指名で

委員に選任された。

十一月二十四日

強制借換外貨債上の権利復活に関す

る請願(小西寅松君紹介)(第一三二

号)

在外財産問題処理に関する請願(小

坂善太郎君紹介)(第一三二二号)

国民金融公庫貸付資金増額に関する

請願(小坂善太郎君紹介)(第一三三

号)

たばこ耕作面積減反反対の請願(松

澤雄蔵君紹介)(第一三九号)

ぶどう酒醸造に対する酒造税軽減に

関する請願(松浦東介君紹介)(第一

四〇号)

国民金融公庫資金増額に関する請願

(田中利勝君紹介)(第一七六号)

揮発油税率引上げ反対に関する請願

(田中武夫君紹介)(第一七七号)

同(山下榮二君紹介)(第一七八号)

揮発油税率引上げ反対等に関する請

願(田中利勝君紹介)(第一七九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十二日

税制改正に関する陳情書(神戸商工

会議所会頭岡崎真一)(第一二九号)

同(大阪商工会議所会頭杉道助)(第

一六三三号)

同(横浜商工会議所会頭半井清)(第

二〇一七号)

売上税設置反対に関する陳情書外二

件(宇和島市商工会議所会頭長山芳

介外二名)(第一五六号)

同外三件(京都府商工会議所連合会

長中野種一君外三名)(第二〇七号)

在外財産の補償に関する陳情書(姫

路市議會議長岡本佐太郎)(第一七五

号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

在外財産公債の処理に関する法律案

(内閣提出第一号)

昭和三十一年度の食糧管理特別会計

の借入限度等の特例に関する法律案

(内閣提出第二号)

国有財産法第十三条第二項の規定に

基き、国会の議決を求める件(内

閣提出、議決第二号)(予

す。

○松原委員長 これより会議を開きま

す。昭和三十一年度の食糧管理特別会計

の借入限度等の特例に関する法律案外

二案を一括議題として質疑を続行いた

します。石村英雄君。

○石村委員 食糧庁長官にお尋ねしま

すが、せんだつての委員会では井手君の

質問に対して、この概算金は消費貸借

の性格を持つておる、こういう御説明

でしたが、つまり消費貸借の性格があ

るから金利をつけて返さなければなら

ぬ、こういう考え方に当然なつてき

たのかと思うのですが、そうなんです

か。

これはどうもむずかしいのでございま

して、概算金だけを切り離して経済的

な面を考へれば、消費貸借ということ

に解釈することもできるのではない

か、こういう趣旨で申し上げたのであ

りますが、もちろん米の売買契約のほ

かに、消費貸借という契約が別にある

という意味ではございせん。売買契

約の中の一部として概算金を渡してお

る、こういう実態であらうと思つわけ

であります。

○石村委員 ただいまの御答弁を聞く

と、金を渡したからイワシを買つただろ

うというところから消費貸借だという御

説明だろうと思つのですが、そんな答

弁は、この性格は何かという質問に対

して、金をもらった者がいろいろなも

のを買つたりするかもしれないからと

いうようなよいなことをつけ加えて

答弁されることは、どうも合点いかな

いのですがね。あくまでこの概算金は

どんな性格のものか、こゝ聞かれた

ときには、その通りのことを答弁し

てもらわなければならぬ。それはイワ

シを買う者もあらうし、おもちゃを買

う者もあらうし、いろいろありまし

うが、そんなことを答弁されたのでは

質問に対する答弁にならない。それ

は、今後そつたしたよいなことを答弁

していただかないようにお願いしてお

尋ねるのでありますが、消費貸借の面なん

というものは全くよいなこと、代金の

条件の中にもありますように、代金の

一部としてこれを払ふ、こゝいうこと

になつてゐるのです。消費貸借なんと

いうことは、全然よいものだとい

うことははつきりしてゐると思つので

すが、そこでそうなると、この間井手

君の質問の關係もあるのですが、結局

民法の五百三十六条のあの關係で、債

権者にも債務者にも双方の責めに歸す

べからざる事由によつて履行ができな

くなつたというあの五百三十六条が適

用される、こゝいうことになるわけな

んですか。

○小倉政府委員 ただいまの民法五百

三十六条に關係いたします問題でござ

いますが、米を政府に売るといふ約束

が、いわば不可抗力でできなかった場

合、そういう場合は五百三十六条に該

当しますが、ただいまのお話は概算金

を受け取つた、この概算金の返済のこ

とでございまして、これには該當し

ない、こゝいうふうに存じます。

○石村委員 概算金の返納だから該當

しないといふのは、どういふわけだ

か、つまり、政府に米を売り渡すとい

ふ約束をしたわけですね。ところが天

災のためにその履行ができなくなつた

といふようなことから問題が起つてい

るわけでありまして、これはやはり

五百三十六条で、そつして「債務者ハ

反対給付ヲ受クル權利ヲ有セス」とい

ふ規定から、自然前金を受け取つた分

を不当利得として返さなければならぬ

といふようなことになるんじゃないで

すか。そんなことは別で、とにかく概

算金を返せといふ。売買契約に基かな

い理由で返さなければならぬ。全然米

を引き渡すといふ条件なしに金を渡し

たということなら、それはそういうこととあるかもしれませんが、米ができたら政府に売り渡しますという契約があつて、その代金の一部を前もってもらったというのだから、契約自体は、米ができたら引き渡すという契約がもとになつてその概算金が出ておるわけなんです。この契約を引き離して、概算金だけの問題だという答弁はどうも受け取れないです。米の売買契約以外に概算金という問題がそれとは無関係に出ておるのですか、そんなら概算金という言葉が第一おかしい。

○小倉政府委員 もちろん概算金は米の売り渡し契約と無関係ではございません。その代金の一部という性格をもちろん持つておるわけでございます。

○石村委員 どうも概算金と米を引き渡すという契約と別個のもののようにあなた御説明になるのですが、売買条件にもはつきり米の代金の一部としてということが書いてあるのですよ。あなたは自分の仕事なんですから、御存じなければ読み上げますが、「買入代金の概算金」というところに「政府は、指定業者委託に委託して、売渡の申込をした生産者に対し、売買契約が成立した後、買入代金の一部として概算払をすることができ」と

はつきり売買代金の一部なんです。これが別個のものだというようにしきりに御説明なさるのですが、この売買条件というものはその後変更されたのですか。そして「前号の概算金は、売買契約数量と次に定める金額とにより算出される額の範囲内の額とする。玄米換算一石（百五十キログラム）につき二千円、こういふようにちゃんと書いてある。これが別個のものだということ、どうも私たちがこの売買条件を讀んだ者から見れば、そういうことは理解できないのです。概算金は五百三十六条の關係じゃないという御説明は、それだけではどうも受けとれないと思ふ。

○小倉政府委員 もちろん概算金は、米代の一部であることは先ほど申し上げた通りであります。そのことをここで否定されておる意味ではございませう。まさに米代金の一部でございます。ただその概算金に見合う米が政府に売却できなかった場合にはどうするかという問題でございまして、概算金自体は米代の一部として生産者に渡す性質のものであるというところは、これはその通りでございます。

○石村委員 だから五百三十六条の關係じゃないかと聞いておるわけですが、つまり五百三十六条は、あなたが御手元には六法がなければ読みませんが、「前二條ニ掲ケタル場合ヲ除ク外當事者雙方ノ責ニ歸スヘカラル事由ニ因リテ債務ヲ履行スルコト能ハサルニ至リタルトキハ債務者ハ反對給付ヲ受クル權利ヲ有セス」とつまり「債務ヲ履行スルコト能ハサルニ至リタルトキ」というのは、米が天災によつてできなかった、米を引き渡すという債務が履行できない、

こういふことなんでしよう。履行できないから、前もってもらつておる代金の一部を返さなければならぬというところが、不当利得の關係かどうか知りませんが、とにかく起つてくる。反對給付を受けることを得ず、こうなるわけですから、五百三十六条が關係がないことだという説明ではどうもわからないのでございまして、ごまかすに率直に答弁していただきたい。

○中尾説明員 ただいまの御説明で尽きておるのでございしますが、もし問題になりますればと思ひまして申し上げます。「債務ヲ履行スルコト能ハサルニ至リタルトキ」と申しますので、要するに米が引き渡されず、天災によりまして米がなくなりまして引き渡されないのである場合におきまして、その米が特定したしておきますならば、その米はこれを政府が引き取る權利はなくなるというところに該当するだけのことでございまして、あとは例の、あらかじめ前払金をいたしておきます關係が、この売買契約に伴つておるわけでございます。まして、その關係につきましては、今の「雙方ノ責ニ歸スヘカラル」と云々の關係は直接關係はございません。

○石村委員 直接關係はないという理由がよくわからないのですが、もう一度はつきり大きな声で御答弁願ひます。

○中尾説明員 もう一回申し上げます。「當事者雙方ノ責ニ歸スヘカラル事由」によりまして契約によつて特定されておる場所のその品物が、たとえば滅失しておるという場合に債務を履行することができないという場合は、この五百三十六条の場合と存じますが、その場合につきまして、

今回の契約の關係を考へてみますならば、米が特定されておりました、これがなくなつてしまつたという場合におきましては、これを請求することはできません。というところは、この五百三十六条から出ておるわけではございませう。それから今回の契約におきましては、そのお米の關係のほかに、あらかじめ前払金をいたしまして、その前払金につきましたは、お米が納まるに至らなかつた場合、結局代金を支払ふ事由がなく、その場合に利息を返していただくという契約があるわけではございませうが、その關係につきましては、この五百三十六条は直接觸れておらない、該当する分がないということをお申し上げしておるわけでありませう。

○石村委員 これはもつと法律的な議論をしていただきたいのです。つまりあなたの御説明を常識的に受け取ると、生産者と政府との間の売買契約で米を渡さないということが起つたら利子をつけて払ふという特約があるから、その特約によつてやるのだという御説明ではないか、こう理解するわけなんです。

○中尾説明員 売買契約につきまして、単純なる売買契約のほかに、前払金をいたしますということ、それからその前払金が前払いの支払金としての役目を果たすことにならない場合におきましては、これを返していただく。それから、それに対して利息をつけますというところは、特約でございませう。○石村委員 この特約にしても、結局五百三十六条の法律の關係から出ておることと思うのですが、不当利得のところを讀んでみますと、七百四条に

「惡意ノ受益者ハ其受ケタル利益ニ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス」惡意の受益者である。法律では惡意でない受益者の場合には、これは利息を付して返還しなければならぬということとを要求してはいないわけなんです。今度の場合に惡意でないというところは、天災だからわかり切つた問題だと思ふのです。それで、そういう特約自体がこの民法なんかの關係から見ても非常に苛酷な、普通の常識をはずれた約束だ、こう言わざるを得ないと思ふ。その点を政府として考へていただきたいと思ふ。

しかし、特約自体に觸れてみたいと思ふんですが、これは農林省で作られたものだと思ふんですが、食糧庁の「昭和三十一年産米の集荷について」という冊子を讀んでみますと、売買条件には、米を渡さないときには概算金を返せ、そして金利をつけて払ふ——金利が二銭五厘ですが、そういうことがなるほど売買条件にはあるのです。ところがこのパンフレットの中にある生産者と政府との売買契約書、あるいは概算金の支払い關係のところをあけてみると、そういう条項は全然書いてないわけなんです。売買条件というものは正式な公示がされておるのです。ただ食糧庁長官の名か食糧事務所の名で、役場の掲示やらその辺の掲示板に書いて出したのをもつて公示だとはとれないと思ふんですが、先に聞きますが、一体この売買条件というものは、正式な手続を踏んだ公示をされておるものですか。

○小倉政府委員 今お話しした売買条件は、村の役場でありませうとか、あるいは買入れする倉庫の前でありませうと

かに公示をいたしております。従いまして、農家が十分知り得るようにならして、同時に概算金の申請は、そういう条件を承知の上で申請をする、こういうことにならしてあります。

○石村委員 その公示というのは一体何号によってなされておるか。普通公示といえ、第何号の何というものが出て、官報にでも載るものだと思うんですが、そんな手続はとってあるのですか。

○小倉政府委員 官報に掲載するといふ告示の手続はとっておりませんが、いわゆる公示をして公けに知り得るような方法をとっておるのであります。

○石村委員 そういふものが正式な行政上か何か知りませんが、効果のある公示なんですか、ただ街頭に書いて張り出したといふことが、普通の公示といふときには、そんなにいいかげんな手続じゃないと思ひます。売り渡し条件その他によつて、期限については公示する。期限については正式な手続がとつてある。その内容については正式な手続をとらずに、ただ役場へ書いたとか、農協の店先へ書いたとかいふことが公示のうちに入るんですか。これは普通の店屋が新聞に広告するのと同じようなものですか。

○小倉政府委員 公示でございまして、官報に掲載する公示といふふうにする必要は必ずしもないと思ひます。しかも生産者は、そういう売買条件を御承知の上で概算金の申請をする、こういうことにならしてありますので、それで支障はないといふふうに存じます。

○石村委員 ただそういう公示をしたから、それは法律的な効果があるというお考えなんですか。このなを見ましても、契約書にはそんなことはないのです。ちよつと生産者から組合へ出した契約書を見ましても、政府所定の売買条件及び裏面記載の事項を承諾の上、単に政府所定の売買条件、農民はその売買条件といふものをばきり理解しておるかどうか、こればきりばりわからぬ。刑法のような刑事的な問題なら、そんなものは知らないと言つたつて、それじゃ済まぬかもしれぬ。しかし民事的なものをそんなことをして、契約書にはつきりなつておればいいのですが、それにはつきりおれば、然と、政府所定の売買条件だ、それを農民に利子をつけて払え、これは売買条件にあるんだ、こゝに強要に法律的な効果がありますか。

○小倉政府委員 三十一年度産米につきましたの売買条件を、先ほど申しましたように公示いたしておりますし、生産者はそういう公示による売買条件を承知の上で概算金を申請しておるのでございますから、そこで法律上のことはないのであります。

○石村委員 農民はそれは知らなかつた、こゝに言つたらどうするのですか。僕はそこを聞いておる。政府はそんなことを言つておることはわかつておる。ところが農民が概算金をもらうときに、そんなことはさつぱり書いてない。ただばく然と政府所定の売買条件、具体的な内容が全然ないわけなんです。悪意の受益者なら、それは利子をつけて払うといふことはあるかもしれない。自分らは天災で払えないから、悪意の受益者じゃない。従つて金

利をつけて戻さなければならぬといふことは合点いかぬ、こゝ主張したならどうするのですか。やつぱりどうしても法律上それは効力のあることなんです。確信が持てますか。

○小倉政府委員 先ほど申し上げました通り、公示によりまして売買条件、すなわち政府所定の売買条件を承知の上でいたすといふことを前提として、概算金の申請をいたすわけでございますので、そういう御懸念はないかと存じます。

○石村委員 懸念があるから私は聞いておるのです。懸念はないだろう、こゝにおっしゃるが……あなたの方は自分の方だから、売買条件といふものはちゃんとつきりわかつておる。ところが相手は、それを理解しておるかどうかといふことはさつぱりわからぬ。概算金を支払つてくれといふ請求書の中に、こゝに条件といふものはつきり書いておれば、生産者がその条件を理解して、それを承諾しておるといふことがつきり言えるわけなんです。そんなことは全然書いてない。ばく然と政府所定の売買条件、その政府所定の売買条件といふのは、正式な手続を踏んだ告示も何もしない。ただ役場へ書いて出しておるというもので、この支払いの強行ができますか。法制局がお見えになつたら、法制局の御意見を一つ……

○松原委員長 ちよつとその前に、食糧庁の企画課長中西一郎君がさいせんから発言を求められておりますから……

○中西説明員 直接の御答弁にならなにかもしれませんが、輸入食糧その他政府でいろいろ売買契約をいたす場合

がございまして、それぞれ売買条件を公示いたす例もほかにございしますが、やはりつきりと皆さんにわかるような形で事実上公示するといふことで、実際それがわかるようになっておれば、法律上の効果としては十分じゃないかといふふうに考えます。役場その他倉庫の前、あるいは農業協同組合の事務所その他に長期間にわたつてつと公示してありますので、その点を承知した上で、概算金の申請が当然なされたものと考えます。と申しますのは、申請書の中にも、売買条件を承知の上この申請をいたしたいといふことを明記しておりますので、そういうふうになつておるものと解されます。

○石村委員 僕はその点、なるほど役場にだせと書いてあるから、おそろく書いて出したらうと思ひます。しかしそれが法律的な効果があるかといふのです。官報なり何なりに告示事項として出しておるといふなら効果があるかもしれない。またかりに効果があるにしても、民事上の問題ですから、これは契約書にはつきり書いてなければ、生産者の方から、そんなものは知りませんでしと云われても、ちよつと困るのではないかと。僕は政府に親切に質問しているわけなんです。もつとこつちの聞きたいことを、こつちに納得できるような答弁をしていただきたい。ただ役場に掲示したからその通りだ、こゝにいうことなら、わざわざ言つていただく必要もなかつておると思います。

○小倉政府委員 先ほど申し上げましたように、売買条件を承知の上で概算金を申請いたしますので、そのことは

建前として争ひのないことだと思ひます。

○石村委員 争ひのないことと言つたつて、それはあなたの方の一方的な考えなんです。相手にはそれがわかつたかわからないか全然わからない。ばく然と政府所定の売買条件を承諾、こゝに書いてある。生産者が契約したとき理解した売買条件の中に、悪意のない場合でも利息をつけて払わなければならぬといふことまで理解したか理解しないかは、この契約書ではどうとも全然判断できないわけなんです。これは悪意のあつたものならば、悪意の受益者として利息をつけて払わなければならぬといふことは、一般の常識として理解できるかもしれないが、天災によつて返せなくなつたといふ場合、一種の不当利得として返還しなければならぬといふときには、利息までつけて払わなければならぬかといふことは、はつきりした契約事項の中になければ無理じゃないか、こゝに私は聞いておるのです。悪意があるものなら、これは法律の七百四十四条にちゃんと利息をつけて返さなければならぬといふから、これはなんでもしょうが、悪意のない場合です。民法でも、悪意のない場合利息をつけて返せなんといふことは規定してない。生産者がそこまでは規定してない。悪意のある者と同様な利息をつけて払わなければならぬといふことまで理解して契約したかどうかは、はなはだ疑問だと言わざるを得ないと思ひます。大体政府がこゝに過酷な条件を作つたといふことが、僕は問題だと思ひます。悪意のある受益者と同様に善意の受益者に対

して利息を払わせるという事は、またことにむづかしい、一方的な契約をしいておるものと言わざるを得ないと思ひますが、それはそれとして、相手が理解しておるかどうかつともわからない契約書なのです。そんなものが効力がありますか。

○小倉政府委員 三十一年産米の売り渡し代金の概算金、これにつきまして、三十一年産米の売買条件というところで、先ほど申しましたような方法で、生産者の周知し得るような状態にしてあるわけでありまして。そしてその状態のもとで、三十一年産米についての売買条件を承知の上で概算金の申請をする、こういう申請になつておりますので、承知の上でしたものでございまして、法律上の効果については問題がない、こう存じます。

○石村委員 私の申し上げていることを食糧庁長官は全然御理解がない。あなたは売買条件というものを承知の上だといふ前提のもとに立っていらつしやる。その売買条件というのは、善意の者にでも利息まで取つてやるというまことに冷酷むざんな契約なんです。そういうものを理解しているものとして契約したという前提に立つて、それは取れるとおっしゃる。私はそんな冷酷なものまで規定があるとは理解しないので契約したのではないかといふことも言えるのではないか、そういう点で聞いているのを、あなたは、あくまでこういう条件は知つて納得の上でやつたのだという前提に立つて議論をされるが、私はその前提を問題にしてゐるわけなんです。泣く泣くそれはやつたのかもしれない。百姓はどうにもならぬから、金がほしさに、まことに無

情な政府だと恨みながらも、契約をしたのかもしれないが、契約書自体には、残酷な政府でございまして、泣く泣くこれに判を下さすとは書いてない。そこを私は問題にしているの、その点についてのお考えを聞きたいというのです。私の言っていることをよく理解した上で御答弁をお願いしたい。

○小倉政府委員 三十一年産米の売買条件につきまして、米の生産者が知り得ないような状態にしてございまして、しかも形式的には売買条件を承知の上にとり、一応概算金の申請をなされておるというのを仮定してみますれば、お話のような疑問も出てくると存じますが、私どもは生産者が売買条件、従つてまた概算金の返済等についての条件も十分承知し得るような措置を講じておるもので、その間のそこはない、こういうふうに先ほどから申し上げておるのであります。

○石村委員 幾ら言つたつて全然一つことばかり返事をされて、こちらの質問に対してはもうこれ以上言うことをやめませんが、あなたは民法の規定その他から見ても、こういう条件といふものは非常に過酷な条件だといふようにお考えになりませんか。売買条件になるほどこういうことは書いてあるが、民法の五百三十四条、五条、六条、あるいは不当利得の関係、そういう規定から考えて、常識的に見てそれよりもひどい条件をつけて農民と契約していらつしやる。あまりに過酷な条件だとはお考えにならないのですか。民法の精神をじゅうりんにした規定を、特約だからかまわないというお考えな

んですか。私はむしろこういう売買条件は、おそらく天災というような場合に、善意によつて米を渡すことができないといふことを予想しないで作つた売買条件ではないかと判断しているの、あなたがあなたこそで予想して、そして民法なんかの精神よりもかけ離れた非常にきつた条件を農民に対して強要しているのだ、それが政府の当然のやり方だという理解の上に立つていらつしやるのですか。民法では不当利得の場合でも、これは不当利得ではないといふことになると思ふのです、その場合にでも、悪意の受益者でなければ金利をつけて払うなんというところは要求されておらない。それを天災によつて契約通りに米を売り渡すことができないといふ人に対して利息をつけて返せといふことは、民法の規定から見ても、非常に過酷な条件だと言わざるを得ないと思ふ。もし売買条件がそういうことまでを予想して作つたものといへば、これほどむづかしい売買条件はないと思ふ。おそらく売買条件を作られたときには、そういうことを予想されなかつた。善意の受益者についてのこととは考えずに作つたものではないか。こう私は想像しておるのです、あなたは、やはりそういう善意の者に対して、こういう過酷な条件を政府としてはつけて、概算金を払うんだという理解の上にこういう売買条件をお作りになつたのですか。この点をはつきりさしていただきたいと思ひます。

○小倉政府委員 概算金の返還に關しまする売買条件、これが天災等のような場合には不当に過酷ではないか、こういう御説でございまして。もちろんこ

の返還に關する条件いかによつては、これは過酷にもなり、また他のいろいろの法律關係から申しまして、不当であるといふことにもなりかねないものであるといふことも、さうに存じます。ただこの場合きめておりますのは、概算金の返還の場合の利子も、二銭五厘という金利でございまして、この程度の金利でございまして、著しく不当であるといふふうには、必ずしも考えておりません。もちろん今度御審議をお願いいたします法案にございまして、非常に大きな災害の場合に、この契約通りやるといふことについてはいかにかとも存じますけれども、一般の場合に、これはなほださく不当であるといふふうには、実は考えないのであります。

○木原委員 政府と生産者との米の売買契約について、政府の考え方は非常に誤まつた考え方をしておられると思ふのです。そこで一応売買契約ができて、そのあと売買契約に基いて概算払いを受けた。その概算払いを受けたあと、今次の北海道の冷害や九州の風水害のように、どちらの責任といふこともなしに不可抗力による天災をこゝろむつて、収獲が皆無あるいは減収してゐる。そのために契約通りの米の売り渡しができない。こういうような事態が発生した場合に、一体これをどういふふうに考えるか。もう頭から政府の方では、その場合は履行をしないんだから、概算払いとして支払つた米の代金はそのまま返してもらう、その返す金にさらに利息もつけて当然生産者は返すべきだ、こういうような考え方に立つておられると思ふのですが、これは政治的にはもちろんのこと、法律的

にいつても、一べんよく考えてみなければならぬ問題じゃないかと思ふのです。と申しますのは、一体天災の場合の、冷害だとかあるいは風水害を受けた場合のその危険を負担するのは、債権者が負担するのか、債務者が負担するのかといふことをきめなければならぬと思ふのです。政府と農民諸君との間のいろいろな売り渡しの条件、契約については、これをだれが負担するといふようなことは書いてありませんでしよ。そこで、結局問題は民法の契約に戻つて、そういう場合にだれが危険負担するのかといふことを考えなければならぬと思ふのです。その場合、一体政府は、天災の場合の危険負担はだれが負担するのか、概算払いをやつた政府が負担するのか、受けた農民が負担するのか、そのどつちの立場をとつておられるか、それからまずお尋ねいたします。

○小倉政府委員 お尋ねの点は二点になろうかと思ひますが、契約の当事者の両方の責めに歸し得ない理由によりまして、米を売り渡すことができなかった。こういう場合でございまして、これは売買契約自体をいたしまして、政府としては無理々々米の売り渡しをあくまで求める、こういうことにはいたしてありません。本来概算金は、申すまでもなく米の売り渡しの円滑を期するといふことでありますが、その趣旨からいふと、米の売り渡しができなくなつたといふことについては、その限りにおいては仕方がない、こゝろむつて債務者の米の売却の債務を履行せしめるという建前にはいたしておりません。ただ米が売却できな

かつた場合に、かわりに概算金を払うということになり、これはまた金の返還の問題に転換するわけでありまして、金に転換になりますれば、自分の作った米を政府に売却するといふことは、非常に趣きが異なつて参りまして、この場合でも、もちろん災害を受けた生産者の経済力等によつて變つて参りますけれども、災害を受けたからといって、概算金を返還するという債務がなくなるわけではない、こゝろ存じます。

○本原委員 そうなれば、あなたのおっしゃるのは、危険負担は債務者にある、こゝろのことになるわけですね。そういう考へ方に立つわけですね。そうでしょう。そうなんです。

○小倉政府委員 先ほど申しましたように、あくまで米の売買契約でございまして、その米に關する限りにおきましては、債務者の危険負担というこゝろでは必ずしもございせん。凶作で米が足りない場合には、政府に売らなくてよろしいのですから、それはそれでないで存じます。ただそのかわりに、もつたと申しますか、先に受けました概算金を返さなければならぬ、こゝろの点はあくまで債務者の責任として残る、こゝろ存するものであります。

○本原委員 そゝろいうお答へが、私が言う契約というものを、あなたは全然わかつておられないのです。もし米の売り渡しの契約をして、まだ契約を履行しないうちに、天災でその目的になつてゐる米が滅失、棄損してしまつた。こゝろいうような場合に、もし債務者が危険を負担するといふのであれば、代金を受け取つておれば代金を返さなければならぬ。ところがその天

災の場合の危険は債権者が負担するといふことになれば、すでに売買代金として受け取つたものは返さぬでもいいのです。たとえば例を引きますが、こゝろで私があなたに、この六法でもいいのですが、これを売るといふあなたから代金を取つておつた。概算払いで前金で金を取つておつた。ところがこれが第三者の火事で焼けてしまつた。その場合には、もしこの天災の危険負担が私の方にあるといふことになれば、もつた代金を返さなければならぬ。債権者が負担するといふことになれば、これは債権者の泣き寝入りです。契約はなくなつてしまふ。履行不能になつたものだから金は返さぬでもいい、こゝろ結論になる。

○小倉政府委員 それは、それからあなたの方は、債務者に危険負担をかけるんじやないとおっしゃるならば、概算金そのものを取り返すことはできないじやありませんか。そうなるでせう。あなた方今まで取り返しておつたのなら、それは重大な誤りだ。返して下さい。利息どころの問題じゃないです。概算払いそのものを天災を受けた農民から取り返すという法律上の理屈はないじやありませんか。どう思ひます。

○西村政府委員 今本原委員の仰せの、両当事者の責めに歸すべからざる事由によつて債務が履行不能になつた場合には、どちらの危険負担か。これを法律的に言う場合の建前、今度の売買契約、これは、その部分についてはいゝゆる債務者主義といふ言葉が該当すると思ひます。要するに農民、生産者は代金はもらへない。要するに自分の米は滅失したわけですから、これは

履行できない。これは責めに歸すことができない理由ですから、しよるがないのですけれども、たとえばその部分については代金はもらへない。おっしゃる通り私は債務者主義といふことだらうと思ひます。

○本原委員 そゝろすると、政府は本件に關しては、こゝろいうような天災によつて米が滅失したり棄損したりした場合においては、農民が危険を全部ひつかぶるんだ、こゝろいう主義に立つておられるわけですね。そゝろ理解していいですね。

○西村政府委員 私がお答へいたしましたのは、その部分と申しますか、履行不能の部分についてのみです。これを法律的な概念で、いゝゆる債権者主義とか債務者主義といふ言葉を當てれば、債務者主義といふことだけを申し上げたわけでありまして、この場合につきましては、この契約は民法上ではいゝば、要するに履行不能になつた残余の部分については、これは代金を返してもらふ。それについては、利子を日歩二銭五厘つけるという特約のついた一つの契約である、こゝろいうふうに了解しております。

○本原委員 今あなたのおっしゃつた債務者の危険負担の原則というものが、いまさつき石村委員から指摘になつた民法五百三十六条の規定によつて、その場合の危険負担は債務者主義だといふことなんです、それによるわけなんです。五百三十六条によつて債務者の危険負担といふことになるわけなんです。

○西村政府委員 私の申し上げた趣旨は、この五百三十六条によつてとはつきり言つたつもりではないのでござい

ますが、今度のこの米の売買買入れ契約のその部分についてみれば、あたかも五百三十六条の一項と同じことではないか、こゝろいうふうに申し上げた意味でございまして。

○本原委員 そゝろいうようなことがあります。これは民法上のりつばな契約でせう。米の売買という法律上の契約なんではせう。法律上の契約ならば、その危険負担というのは、法によらなければ危険負担はきめられぬじやありませんか。とすれば、その法によつては、民法の五百三十六条の債務者危険負担の原則によつて農民に危険を負担させるのだといふ理屈になるではありませんか。

何と法律によらないで、勝手にあなた政府が、その危険負担は売り渡し人である農民が負担するのだといふやうなことを、どういふ根拠に基いてあなた方はそんなことを言われるのか。こゝろいう重大な問題について、法的根拠を示さずにこゝろいうやうな一方的なことが言へますか。

○西村政府委員 契約法の一般的な理論として、必ず売買契約なりすべの契約が民法の規定通りの内容でなくちやいけません、こゝろいうことはないわけでありまして、これは御承知の通りでございまして、私が申し上げるまでもないことであります。たとえばこゝろにある売買契約があつて、何らの特約もない、單なる売買契約のような場合に、当事者双方の責めに歸すべからざる事由が生じた場合といふ場合には、五百三十六条の一項が働くといふことになるわけでありまして、私が申し上げる趣旨は、今度の米の売買契約については、はつきりその点はすべて定めら

れておる。これは契約自由の原則によりまして、その契約の内容は問題になる場合もあります。契約の内容が、一般的に申し上げれば、その特約が公序良俗に反しない限りにおいては、これは有効であり、認めらるべきである、こゝろいうふうに考えます。

○本原委員 そゝろいうところがあなたの方の得手勝手だといふのだ。一体米の売り渡しの場合の特約に、天災、冷害とか風水害による履行不能の場合に何か規定が法律の中にあります。売買契約の中に、天災を受けて履行不能に陥つた場合にどうするといふ処置を書いた契約がありますか。

○西村政府委員 この契約は農林当局が作られたもので、私はあとで拝見したわけでありまして、私はもとで拝見したわけでありまして、契約の中には、たしか風水害とか天災といふ特記した条項はないと思ひます。要するに概算前渡し金と、それからあとで納めた米の代金との差額、こゝろいうやうな表現で、その差額についてこれを返還してもらふといふ約款がある、こゝろいうふうに承知いたしております。

最初から知っておりませんで、われわれの方は審議したというところはございませぬけれども、この趣旨はおそらく、天災とかそういうことにかかわらず、要するに前渡し金と、それから後に供出した米の代金との差額を返納してもらう、要するに天災であろうが何であろうがという趣旨であろう、こういうふうな解釈いたします。

○本原委員 そういふことを言われるのはむちゃですよ。契約書及びこの政令の趣旨をすなおに読んでごらん下さい。そうは考えられませんか。天災の場合でも何でもかんでも、とにかく契約しただけの米を売り渡さない場合においては、概算払い金を計算して利息をつけて返すのだ、そういうような約款はありませんよ。はっきり言えば、天災の場合は規定はないわけなんです。天災の場合についての規定がないから、一般の契約法による危険負担をどうするかというのをあらためてきめなければならぬ問題だ、私はそういう趣旨なんです。あなた方みたいにく、とにかく概算払いのものとそれが符合しなかったという場合は、どのような原因でもそういうものは含むのだ、そんなむちゃな解釈はない。これは法律を全然やらぬ人が言うことです。すなおに契約の全趣旨を読み通してごらん下さい。高利貸しとか三百代言の言うことならばともかくも、良識のある政府のお役人の人たちがそんなむちゃなことを言ひよつたら、日本の法律はやみになつてしまひますよ。もし天災でできなかった場合は無条件で充渡金は返すのだ、そういうふうな趣旨で契約をするものはおりはしません。どうです。

○宮川政府委員 ただいま本原委員の問題にされておる点でございしますが、災害があつたような場合に、二銭五厘の金利までつけて概算金を支払うのは酷じやないかという問題は、政策論としてございまして、現在農林当局において、農民と契約をいたしまして概算金を払い、米がでなくなつて概算金を返すことができない場合には利息をつけて返していただく、こういう契約になつておるのでございまして、契約の内容から申しますれば、天災である場合ははずすとか、天災でない場合はとるというように、契約の本身はつきり区別されておらぬ。従ひまして、現在の条項によりますれば、米がでなくなりました場合には、代金を受けることができないかわりに、米も納めない、五百三十六条の適用を受けられるわけですが、特約をつけておられます条項は、やはりその条項に従ひまして、概算金を返納し、利息をつけて返すのが至当ではないか、かように考えるわけでありまして。ただ、それではあまりに酷ではないかというところから、今回御審議願つておりますような法案を提出いたしておるのでございまして。

○本原委員 一応筋が通つて参りました。そうすると、契約にそういうふうな天災の場合の規定がないから、民法五百三十六条の趣旨によつて天災の場合の危険負担を債務者、生産者たる農民にさせるのだ、こういうお話だと法律的には筋が通るのです。そうすると、今度は五百三十四条を見てみると、こゝろの場合の危険負担は債権者とするのだというところになつておるわけですから、「特定物二開スル物権ノ設定

又ハ移転ヲ以テ双務契約ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ其物カ債務者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ其滅失又ハ毀損ハ債権者ノ負担ニ歸ス」こうなつてゐる。これを具体的に当てはめれば、そういう天災によつて滅失、棄損した場合においては債権者たる政府がその危険負担をする、こゝろのことになるわけですね。そういうことになれば、米の青田売りというものは特定物に関する移転を目的とする双務契約ということになるではないかとお尋ねするのです。

○宮川政府委員 私も法律問題は苦手でありまして、あとで法制局の部長からもう少し正確な御返答を願ひたいと思ひつてございしますが、私の解釈では、五百三十四条は特定物に関する物権の設定または移転をもつて双務契約の目的とした場合の規定でございまして、米の概算払いに関する契約はこの条項に該当しないのではないかと考えます。

○本原委員 私は、米の青田売りというものは特定物の売買というふうに解釈するのです。そういうふうな売買契約であるから、風水害あるいは冷害等により滅失または棄損した場合は、政府がその危険を負担しなければならぬというところになる。政府がその危険を負うならば概算払いは返してもらえない、返す必要はない、いわんや利息においておや、こゝろのような立論がでないと私は思ふ。この点の解決がない限り、一方的に契約だからといって、あなたの方で概算金を返せとか利息をとるとかいうようなことを言うのはすこぶる乱暴であると思ふ。この危険負担の問題について、もう少し政府が

ら納得のいくような御答弁を求めたい。

○宮川政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、現在農民との間にいたしております充買契約並びに概算金返納の特約を含めた充買契約というものは、五百三十四条で言う物権の設定、移転に関する双務契約ではないと私は解釈しております。

○本原委員 この米の売買というのは、俗に言う青田売りですね。農民が米を売り渡すという場合は、自分の所有の田にはえておる立毛の充買契約をするわけですね。そうすると、すでに充買契約のときにその目的物は特定しているのじやありませんか。すると特定物の売買ということになるじやありませんか。

○宮川政府委員 なるほど予約をいたしまして、米を買います、そのときに代金を払いますと、先に概算払いをする、こゝろの内容になつておるわけでありまして、ずつとできる米であつて、特定のこのたんぼをどうするかというふうな内容を伴う契約ではないかと考えております。

○本原委員 もちろん田の売買を言うてゐるのではない。田の上におい立つておる立毛、その立毛からやがてもみがでるわけなんです。そのもみの所有権を政府に移転するわけです。特定物の売買、所有権の移転じやありませんか。私は、青田の売買というものを俗に言つておるが、その田を充買するといふのではない。その田の上におい立つておる立毛、それから出るもみ、

そのもみを政府との間に売買をするといふのですから、これはもうりつぱな特定物の売買ということに解釈されるわけですね。そうならば、この立毛が生長中に風に吹かれて滅失したといふことになれば、その危険は政府にあるのではないですか。

○宮川政府委員 重ねての御質問でございしますが、なるほど米の売買は特定物の売買でございまして、米は自分の田でとれるものもあり、外からとつてくる場合もございまして、米に關する限り特定物でございまして、物が、物権の設定ではないと考えます。

○本原委員 要するに充買は所有権の移転です。所有権というものは物権じやありませんか。売買ですから、所有権を政府に移転してしまふ。そうすると物権の設定または移転でしょう。これは特定物の売買契約ということに当然なるわけなんです。

○宮川政府委員 本原委員の御意見に従ひますと、およそ天下の売買契約は全部物権の設定、移転を伴う契約だといふことになつてしまつて、妙なものではないかと思ひます。

○本原委員 売買というのは物権の移転です。物権の移転のない充買契約なんというものはありませんよ。これはあなたのおつしやるのが無理な話なので、物権の移転のない充買といふのはどういふものを言うのですか、ちよつと教えて下さい。

○西村政府委員 先ほど宮川政府委員から答弁がありました。私の答弁に対しては非常に御不満のようですが、減免の法律、特別会計の特例に關する第二條ですか、あれを審議する際の下解としましては、この契約条件の第十四項

は天災のすべてを含む、要するにそういう特約である。私が先ほど申し上げましたようにそういう特約で、その差額はかかる場合においても返してもらう、それに利子をつけてもらう。そういう特約が果して妥当かどうかというところが実際の議論の中心ではなからうか、こう思うわけでありませう。

なお、これは余談でございますけれども、この特約について、あるいは天災等の場合においては利子はよろしいというふうな特約をつけるべきであつたというふうな批判も、あるいはあるかもしれない。しかし、いづれにしても、最初から申し上げました通り、これは本原委員の御賛成は得られないと思ひますけれども、私の伺つたところ、私の聞いたところ、それから少くもわれわれの解釈といたしましては十四項に入る。従つて天災の場合についても利子をつけて返さなければいけない、そういう特約は結ばれておるのだ。それをどう扱うかというところがこの問題の点であらう、こういうふうに考えます。

○本原委員 そのいう天災の場合も、概算払い金と、それに対する利子を政府に返すのだという特約が結ばれておるとあなたはおっしゃるけれども、そういう特約が大体結ばれておるのですか、そういう特約がありますか、どこにそういう特約がありますか。

○西村政府委員 それは十四項を見ますと、ごらんになつておわかりのように、「概算金の額に達しないときは」ということをいっておるわけなんです。要するにその原因のいかんを問はず、すべてここに入るわけでありませう。そういうふうには私は少くも解釈し、これは

は立案者である農林当局もそうであると思つております。

○本原委員 「米穀の価格の総額が概算金の額に達しないときは」とただそれだけでしょう。「政府に引き渡した米穀の価格の総額が概算金の額に達しないときは、その達しない額に第二項に定める利息を加算した額を政府に返納しなければならぬ。」十四項はただこれだけのことなんですよ。そうすれば、この「概算金の額に達しないときは」ということを、天災の場合も何も一切を含むのだ、こういうふうなことを言うものじゃありませんよ。

○西村政府委員 今の本原委員のお話は、天災等の場合において、利子をつけて返せというところは、いかにもあきなことではないかというところが前提の御議論だろつと思つてあります。それが適當であるか、ひどいことであるか、そういうことは別として、この規定、契約約款を読めば、私としては、おおよそすべての場合概算金の額に達しないときは、その原因のいかんを問はず、これはつばな特約である。そういう特約は天災の場合少し要当じやないのじやないか。これは別の御議論であらうと思ひます。これは、この条項を見た限りにおいて、天災の場合も含められる、私は解釈上は確信を持っております。

○松原委員長 横路委員から関連質問の申し出がありますから、これを許します。

○横路委員 法制局第三部長、それから食糧庁長官にお尋ねします。昭和三十年六月二日に予約米制度が初めて農林水産委員会にかかりましたときの河

野農林大臣の提案説明の中に、割当はいたしません。大体従来の実績がありますから、それによつてこの程度の耕作者であり、この程度の家族であればこの程度のものは平年作の場合には政府に充てていただくことができるであらう、そこで契約を願うことにしたのであります。こうなつておるのです。ですから、この予約米制度というもののについては、あなたが言つておる売買条件の第十四項というのは、明らかに提案者である農林大臣は平年作を考えてやつておる。平年作で、そしてちゃんと飯米を差し引いて、種もみを差し引いて、その残りについてやるのだ。だから食糧庁長官のあなた自身も、大蔵委員会でも、この規定は悪意のものについて二銭五厘をとるのだと言つた。法制局の第三部長のあなたの答弁は、そういうこの法の精神というものを全然御存じない。あなたはただ文字だけを讀んでおるからそういうことになる。法にはやはり立法の精神があるはずなのだ。食糧庁長官、この点あなたはどうですか。その通りでしよう。僕は速記録を持つてきておるのです。

○小倉政府委員 売買契約は、これは今お話しのように、大臣の説明にもございまして、收購前にいたすものでございまして、おおよそ平年作というところが前提になつておる。それから必要な保有米を差し引いたものがいわゆる予約の対象になるというところは、まさにその通りであらうかと存じます。しかしながら、そういうことを前提にいたしまして売買契約をいたしました後におきまして、いろいろな事情、その中には天災、災害等が入るかと思ひますが、さきに契約をしました

数量のものを売り渡すことができない。従つて、概算金の場合によりましては返還しなければならぬ場合が生ずることも争えないことと存じますので、そういう場合の規定が御指摘の第十四条だと思ひます。

○横路委員 今の長官の前段はわかりましたが、後段の方は、第十四項の規定というものは、悪意のある場合には当然二銭五厘を払わなければならぬというところでおきめになつたのです。○小倉政府委員 生産者の悪意というふうな場合だけに限りませう。悪意の場合には、多くの場合に食糧管理法の違反になるようなことが多いと思ひますが、そういう場合だけに限りませう、いわゆる善意の場合、その他今お話しになつておりますやうな、やむを得ない場合も入ると解しております。

○横路委員 それではおかしいじゃないですか。今度出された立法の精神は、この規定には、実は悪意の場合については二銭五厘を取るようになってゐる。ところがこれは悪意でない。いわゆる天災にあつてやむを得ない。そこで法の不備だからあなたは出された五厘というものは、やはり悪意の場合ならば、売買条件の第十四項の後段の二銭五厘というのは、あなたは悪意の場合なんだ。あなたは今までその論で大蔵委員会でもやられてきたじやありませんか。それを今になつてだんだん法理論的な論議が進まるにつれて、売買条件の第十四項の前段については、悪意の場合でないのだ、あらゆる場合にも取ることの規定だということとは、昨年の六月二日の予約米制度における農林大臣の提案の趣旨とは全然違つてしまつて

ませんか。明らかに悪意の場合には二銭五厘でしよう。そうでなければ今度のこういう措置はおかしいじゃないですか。はっきり言つたらいじやないですか。あなたは今までその通り答弁してきておる。

○小倉政府委員 今御指摘の条項は、悪意だけではないと思ひます。もちろん悪意でない場合がありまして、非常な大きな災害でやむを得ない場合が現にまた起つてきたわけでございますので、そういう不可抗力的に大災害がありまして、別段の措置が必要であらうというものが、今御指摘のございました法案の趣旨であります。法案の趣旨とこの条項の解釈とはおのずから別でございます。

○本原委員 また差し返しますが、この十四項の「政府に引き渡した米穀の価格の総額が概算金の額に達しないときは」というのは、今横路委員から言われたやうな場合、あるいは悪意のある場合、あるいは農民の米穀に対する管理が不十分だったとき、平年作を予定して売買をしたのが不足するといふ場合のあつたときの返納金の規定だとわれわれは見るし、またそう見ることがこの第十四項の条文の解釈の上から当然のことなんです。それでこの中には、われわれがあなたの方に追及してゐる天災あるいは災害という場合の規定は何もされておらないのだと解釈しなければならぬ。それだから、そういう場合は何によるか、どういふ法律によつてこれを処理するかという問題が起つてくるわけです。そうすると結局その問題は、民法に戻つて、どちらが危険を負担するか、天災等の場合の契

約の目的物についての滅失、棄損の危険負担はだれが負うかということになるわけだ。そうすれば民法に戻ってくれば、天災の場合は、私がさっきあげました五百三十四条の特定物に関する物権の設定、移転を目的とするものが、その売買契約が滅失または棄損した場合についての危険は債権者が負担する、すなわち政府が負担する、こういう理屈になるから、あなた方が概算金を払えとか、その概算金に利息までつけて払えということはどういふわけにやありませんかということをお私はお尋ねするわけです。

○宮川政府委員 ただいまの点でございますが、私はあくまでも、今度の米の売買契約と申しますものは、五百三十四条にいう特定物に関する物権の設定ではないと考えます。なるほど米は、米をとりますれば一つの特定物になりますけれども、この米という中に物権を設定して、限定してやっている契約ではございませんので、この五百三十四条の規定は、特定物、ある特定した物件に対して物権を設定した場合に不可抗力によって滅失なんかしたときは債権者、こういうことを言っておるのであります、一般的な米の売買契約はこの条項に当てはまらないものと考えます。

○木原委員 あなたも御承知のように、米は日本では政府が管理しているものなんです。作っているのは農民かもしれないが、これを全面的に政府が管理しております。現在の生産制度の中で、農民は売り渡しの契約をすれば、その品物についてこれが風水害で滅失したらその品物をかえて、いわゆる代替物を持ってきて履行するとい

うようなことは、現在の制度ではできないのですよ。こういった米穀集荷というような特殊な、ほとんど過酷に近いまでの条件をもって売買契約に縛られて、一粒といえども自由にならないというような現在の米の生産状況の中で、平年作を基準にして、自分の持ち田の青田をそっくりそのままの計算で売買契約を政府にした場合に、その品物が特定物の売買ではないというよりなことをどうして言われますか。あなたの考えはまだどこか間違っていると思う。明らかに特定物の売買だということなんです。だから特定物の売買の危険負担は、債権者の危険負担という原則をあなたの方に認めてもらわなければならぬと思う。あなた方はお役人の方ですから、なかなかはっきりしたことは言にくいと思いますが、この点については、概算金返還の問題についてゆゆしい重大な問題だと思えますから、もし何だつたらあとでよろしくございしますから、食糧庁、大蔵省関係者の統一した意見をもって納得のいくような説明をしていただかなければ、今言うようにぼくとした、あれも含むんだ、これも含むんだ、また特定物とは認めない、これは不特定物の売買だ、だから危険負担の場合は五百三十六条の債務者負担の原則で行くんだと、こういうようなことではわれわれとして納得できない。私どもの解釈をそのまま押し通していけば、天災の場合の危険負担は政府が負うので、今さら前渡しした概算払い金を返せというようなことは法律上理屈にならない。すでにあなた方がそういう金を今日まで取っておられるということになれば、政府こそ不当利得で、今まで

取った金は返してもらわなければならぬ、こういうようなことになるのでございしますから、どうかこれについての解釈を一つ政府で統一して、その上で答弁していただきたい。(統一しておるのだと呼ぶ者あり)統一になつておらぬ。

○宮川政府委員 どうも同じことを繰り返すようで恐縮でございますが、私は木原委員の御説には賛成いたしかねますけれども、なお食糧庁等とも一度念を入れて検討いたしましてお答えを申し上げます。

○松原委員長 横路委員から関連質問の申し出がありますから、これを許します。横路委員。

○横路委員 一つだけ宮川次長に聞きますが、私はやはりこの精神を生かして、通常国会で——これは十二月三十一日または一月三十一日までになるのだが、その後の問題がこの法律案ではつきりしないのです。今の木原委員のあなたに対する質問とは別な意味、別な角度で……北海道、東北ならば一月一日以降、その他の府県は二月一日以降の問題がはつきりしないんです。私は、あなたの方で出されたこの法律の精神からいけば、また通常国会にこれと同じものを出しになるのかどうか、それをちょっと聞いておきたい。私はこれを出された法の精神からいけば、それが妥当でないかと思う。私の意見をまじえないで、その点一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○宮川政府委員 私どもの見解は、五百三十六条の關係におきまして、米を納めることができなくなつた人は、その代金をもらえない。ただ、もつた概算金は、これは利息をつけて返して

いただくのが至当である。ただいま横路委員が御指摘になりました農林大臣の趣旨説明書、私よく存じませんけれども、これは御承知のように、日本の国は毎年々々大なり小なり災害があるのでございまして、農林当局におきまして、農家、売り主との間に契約を結びまして、そして公表いたしました売買条件というものは、災害を含んで規定されておる。私はこう考えております。しかしながら、今回のように非常に災害がひどいところに対して同じような考え方で臨むのは酷であるということから、御審議をお願いいたしております。従いまして通常国会におきまして、これと同じような法律を出そうという考えは今のところ持っておりません。ただ来年また同じように災害が起りました場合にどうするかということになりますと、やはり同じような立法をする必要が生じてくるのではないかと、かように考えております。

○横路委員 私は、あなたの方で出されたこの法の精神ですね。前の論議の蒸し返しをするのではないのですよ。あなたの方で出された十二月三十一日、一月三十一日までのものについては、政令で定める地域、それは個人でありますが、全免あるいは軽減する、それ以降のものについて、私はこの法の精神からいけば、やはりこれと同じようなものを出すべきだと思うのです。出すべきだと私は思ふ。食糧庁の長官ね、この点はつきりしておるようで、ここではあなたの方からの説明はないのですよ。この前私が聞いたときに、答弁の形であつたのだが、これは一体どうい

うようになっていくのですか。これはどうするのですか。

○宮川政府委員 二銭五厘の利息をつけまして概算金を返納いたしました場合には、農家に債務がないわけでありまして、従つて一月とか二月以降の二銭何厘の問題は起つてこないのじゃないかと考えます。

○横路委員 それは主計局の次長、ちよつとおかしいです。今金が払えないから問題になつておるのです。あなたの方の、金の払える者について利子をとれるかそれないかという論議ではないのですよ。全然その二千元がとれないのですよ。そのものを聞いているのです。あなたは話が全然違ひます。

○宮川政府委員 非常に失礼いたしました。私の議論は少し飛躍いたしましたので……。この法律の規定する以外に、営農資金の方の貸付を行うことを考えております。これは法律を要せずして、予算上の措置でもつてできると考えております。

○横路委員 それは違ひではないのですか。営農資金は天災法の融資による、暫定法によってそれはされるわけですが、それは来年度の営農資金だから……。これは予約米の前渡金の問題です。予約米前渡金です。これについての一月一日以降、二月一日以降はどうなさるのですか。これは営農資金ではないのです。

○宮川政府委員 天災融資法によりまする営農資金に準じた金融措置を考へております。これは法律を要せずしてできるものと私どもは今のところ考えております。

○横路委員 私はその点は長官にお尋ねしますが、今かりに宮川主計局長

ねしますか、今かりに宮川主計局長

ねしますか、今かりに宮川主計局長

のように、天災融資法に準じてやるという場合には、この中に都道府県の負担区分があるのである。これは、営農資金については法律で定められたからそれでいいのだが、予約米前渡金については政府と個々の農家が契約した。それを今主計局長のようによ、これに準じてやれば都道府県が負担することになる。国と個々の農家が契約してやったものについてのその利子の負担をかりに農家がする場合において、それを一体何で地方自治体が負担しなければならぬのですか。その法律的な根拠はどこにあるのでしょうか。その点はどうか。宮川さん、どうですか。法律的根拠はどこにある。政府と個々の農家がその売り渡しについて契約をした。もしもあなたの方でその売買条件、売買契約書をたてて、農家から取るなら取るといふあなたの建前を押すにしても、その利子の一部を地方自治体に負担させるという法律的な根拠はどこにあるのですか。

○宮川政府委員 いろいろ補助金の中には、法律に基づいて政府も負担する、受益者も負担する、地方団体も負担するといふ仕組みになっておるものも多々ございます。従いまして、天災融資法に準じた金融措置を講じまして、国が二分の一を持つが、道が一分の二を持つが、地方団体も二分の一を持つてほしいといふことは、補助として私は可能ではないかと考えます。

○横路委員 宮川さん、それは地方財政法の違反ですよ。地方財政法の第二条と第十二条の中にはっきりとそれは違反だとなつておる。新たに国が地方公共団体にそういうものをやる場合には

おいては、財政的な負担をしなければならぬ。自治庁では、そういうものは特別交付税ではやれないと言つておる。また交付税の性質から、これは利子補給金、利子の補助金ですよ。ということは交付税並びに特別交付税の性質から言つてできないのです。だから、できないものをやるというところは明らかに地方財政法の違反ですよ。違反をどうしてあなたの方ではおやりになるのですか。国がきめた法律、地方財政法の違反をどうしてあなたが新たにおやりにならうというのですか。——なかなか意見もまとまらないようですから、この次にしてけつこうです。私に対するものは、この次まで大蔵省と農林省の方でよく意見を調整して、そうして今私がはっきりと申し上げたように、この法律の建前でやつても、そうやることは明らかに地方財政法の第二条と第十二条の違反行為なのであります。違反行為を今地方団体に押しつけるようなことは、一つやめてもらいたい。これはぜひ次の機会に意見をまとめて、答弁していただきたいと思ひます。

○松原委員長 横山君。横山委員、この間の法律案に関連して私が質問をいたしました点で、二点ばかり保留になつておる問題と、それから追加の質問をいたしたのであります。一つは大蔵省に預けてあります点ですが、宮川さん、あなたこの間の事情を聞いていらつしやいましたか。麦の値段です。

○宮川政府委員 ちょっととおくれましてたけれども、大体伺つております。

○横山委員 私がこの間言つたことは、農林大臣は麦の値段を下げる

言つておられる。農林省を代表した長官もそういう方向で検討しておると言われた。ところが大蔵省は、政務次官の言われることは、生産者価格と消費者価格を勘案するといふような、ややあいまいな言葉でありました。しかも方向が逆の方向を向くかもしれぬといふような感じを受けたのですが、それではいかぬから、農林省と大蔵省とよく連絡をして、統一した見解を出してもらいたい、少くとも今日の状態から言つて、これは緊急の問題であるから、麦の値段を下げるという点について、一つ大蔵省の統一した見解をまず第一にお伺ひしたい。

○宮川政府委員 現在の麦の価格が米の価格に比較いたしまして割高になつておるために、その消費がおくれておる、従つて精麦業界も非常に困惑を來たしておるという実情にあることは、私もよく承知いたしておる。でございまして、ただ食管内におきまする麦の勘定だけを見てみましても、大麦、裸麦、小麦、いずれも国内産麦につきましましては、政府の買入れ価格と売り渡し価格とのギャップがあるものでありますから、赤字を生じておる。輸入の大麦につきましても、同じく赤字を生じておるという状況でござい

ます。従いまして、麦の値段を適正にするといふことももちろん考えねばならぬことであるが、財政の見地から、こゝういふ麦の關係で起つて参ります勘定の赤字といふものが消滅するやうな全面的な検討もあわせて講ずる必要があると存じておまして、本日までにはまだ横山委員の御指摘になりました引き下げにつきましては結論

も、大蔵省としてはまだ出ておりません。

○横山委員 それではどうも約束が違ふのですよ。きょうはつきりと、これだけだといふ話を聞こうというわけでは必ずしもないわけですね。しかし少くともまずここに政府内部の方向を一定してもらいたい、そして生産者、消費者、それから精麦業者の不安を少くとも大半これを解消しなければならぬのである。現に操業率が二割だとか三割だといわれ、倒産が續出しておる今日においては、緊急の問題だからやつてもならなければ困る。どうも考えるところによれば、内閣がかかる前だから、予算の問題は一切あつたといふ点がほのかに見えるけれども、それとこれとは話が違ふのだから、一つこの点については、大蔵省も即刻やつてもらわないと困る。こゝういふ点が国民の中に起つておる問題なのです。今あなたが言われる逆さやの問題については、これはテクニクの問題で、解決できない問題ではないわけです。こんなことは方法論の問題で、本質論ではないと思ふ。本質論として、あなた方がおっしゃる財政の見地という点は、確かに本質ではあると思ふ。しかしその財政的な問題については、じゃこのしわ寄せを農民に、あるいは消費者に転嫁すべき事由があるであらうかとなると、そもそもこゝまできたゆえんのものとは一体どうした原因かといへば、明らかにこゝまで押し詰めてしまつたことは、政府が米にやや偏向した価格政策をやつたからではないかという点を、この間次官にも食糧庁長官にもきつて言つたわけです。こゝういふ原因といふものがわかつてこの結果にきて

いるのであるから、この際、総合的に見ればいろいろな議論はあるけれども、直接今自分のまいた種を政府が刈り取るべき段階であらう、こゝういふわけなんです。もう一回宮川さん、あなたよりさらにきめてないなら、一体いつころにはそれがきまるのか、またいつころには農林省と話がきかんとできて、そして方向を発表し得るのか、こゝういふ点についてはつきり言つて下さい。

○宮川政府委員 できるだけ早く方策を決定すべきだと思ひますが、来年の産麦についてどうするかという問題になりますと、相当大きな問題でございまして、とりあへず本年の十二月中ある程度下げるかといふような問題につきましましては、あるいは結論が早く出るかもしれないけれども、来年産麦の買入れ価格をどう持つていくか、売り渡し価格をどう持つていくか、これに関連しまして何らかの畑作奨励的な措置を講ずるかといふようなことになつて参りますと、予算編成上のキー・ポイントになつて参りますので、おそろくそう急にはこの結論は出ないと思ひますが、ただ事務局としての考え方につきましましては、せつかく食糧庁長官ともよく相談いたしまして、できるだけ早くこゝういふ方向をきめるように努力をいたしたいと考えております。

○横山委員 それじゃ長官にお伺ひいたしますが、さしあたり暫定的な方法を設けることと、それから来年産麦の根本的な方向について分けて考えたいという点については、あなたの方としては、これについてやはりこゝういふ方向を考えておられるのかどうかというこ

とがまず第一です。それをお伺いします。

○小倉政府委員 今お話もございましたように、麦の政府の売り渡し価格を下げるということにつきましては、関連して検討を加えなければならぬ点が非常に多々ございますので、急いではおられませんけれども、速急にはなかなか結論が出にくい状況でございます。

従いまして、いろいろ措置すべき中で、場合によりましては、当面下げるべきものから実施していく、こういうこともあろうかと思ひますが、どういう方法を、いつやるということにつきましてもまだ検討中でございまして、いましばらく御猶予をお願いしたい、かように存じます。

○横山委員 肝心なあのあなたの方がそういう何といひますか、非常にふがいのないもの言ひ方をしておられたのでは、話の解決は私にはなかなかつかないと思ひます。あなたの方は精麦業界の苦情を一手に背負つて、早く解決をしなければならぬ立場にあるのですよ。そのあなたが何だかよけいに隠けたような御答弁をなさつたのでは、これは非常に責任問題だと私は思ひます。

それに関連してちょっとお伺いするのは、この間私が業界全般の問題として、単に調整をして設備の制限をするだけでは話がつかなくなつて、企業整備を自主的にするんだ、こういう話をしたら、あなたの方じゃ、聞いておられ、その企業整備については自主的にやらせて、なるべく協力的にやりたいと思つてゐる、補助金も出してやりたいと思つてゐる、ただしそれは自主的にやらせるのだから、法律は作らぬことにするといふ話でした。考へてみますと、それじゃ、一体それだけやるに

ついては、これを要望通りにいたしますと二十数億くらいかかるでしようが、そのお金というものは、一体どうして捻出なさるおつもりでしようか。また本年度内にそれは一体できるものなんでしょうか。私はその点を非常に不可解に思ひます。かりに本年度内にできないとするならば、来年度の予算ということになるでしよう。来年度の予算ということになる、この企業整備は来年度に入るわけですね。来年度に入れば、これはまた新麦の段階に入つてくる、そうすると、自主的な企業整備なんというものは、また新しい角度に変わつてしまふといふことを私はおそれるわけです。もしもあなたがほんとうにこの麦の値段を下げて、そして設備制限や企業整備を根本的にやるといふならば、時期を失ふ、業界の気が一致しておるときに、敏速にやらなければその効果を失ふものではないかといふことを私は案ずるのです。長官はその点を一体どういふふうにお考へになるのですか。

○小倉政府委員 仰せのように、業界の気持の盛り上りの時期、そういう時期にびつたり合つたときに、政府の施策もよろしきを得なければならぬといふことはごもつともでございます。私もできるだけ早期にそういうことをいたしたいと思ひますが、お話しのように予算もわずかでございしますので、ただいま部内で予算の点について検討をいたしております。なお法律を要するか要しないかという点については、今御指摘のように、この前法律を作らないでやりたいと申し上げましたが、これはなおお話もございしますので、法律を制定することの是非等につ

いても、ただいま検討いたしております。○横山委員 簡単に伺ひますが、その企業整備について、予算的措置を講ずるといふことは、本年度の問題だと思つてゐるのですか、来年度の問題だと思つてゐるのですか。

○小倉政府委員 企業整備の実態につきまして、これは法律なり予算なりを裏づけがあるかないかは別としましても、どうしても業界自体の自主的な推進、実行といふことが主体にならざるを得ないのでございまして、いつからと、こういうことを特に限つて発足する必要があるかと思ひます。私もど

といたしまして、法律なり予算の問題になりますとおのずから時期がございしますので、私も、業界の実質的な企業整備の着手よりは若干おくれることがあるかと思ひますけれども、そのために、せつかく盛り上つた企業整備に対する機運をそこなうといふことのないようにぜひいたしたい、かように存じております。

○横山委員 私の聞いてゐるのは、予算の準備をするのは本年度内になさるつもりか、来年度の話として想定をされてゐるか、こういうことです。

○小倉政府委員 予算の年度という点でございしますれば、企業整備に對する必要な予算については、先ほど申し上げましたのは、三十二年、来年度の予算の一部として考へておるわけでありま

れぬのですか、それとも今年度の予算としては無理だからといふことで来年度に考へざるを得ない、こういうのですか。

○小倉政府委員 だいたいお話が具体的にやつておるのですが、実は予算案自体を研究しておりますので、それをい

つどういう格好で出すかといふまでは、なお十分検討が進んでおりません。おそろく来年度といふことにならうかと、こういうふうにして思つておりますけれども、中身につきまして、まだ農林省といたしましては決定はいたしておりません。そういう段階に実はあることを御了承願ひたいと思ひます。

○横山委員 宮川さんに最後にお伺ひしますが、今のお話で、まだいつのこともわからぬといふ感じがいたします。けれどもこの問題については、かねがねとも各層の中から問題になつておるところであつて、内閣のかわるかわらぬはともかくとして、緊急の問題なんです。少くとも私は、この臨時国会中にこの問題についてある程度の方向が決められなければならぬと思ひます。そういう点について、あなたの方としてどういう準備をされておるのか。かりに大体の暫定的な措置にしろ、いつごろきまるのか、この点についてもう一ぺんはつきりと大蔵省の方の考へ方を最後に承りたいと思ひます。

○宮川政府委員 この点は、先ほどもお答え申し上げましたように、農林当局においても総合関連問題といたしまして全面的に検討されてゐる段階でございします。大蔵省を差し置いて、こうしたらどう農林省を差し置いて、こうしたらどうだと言ひわけにも参りません。臨時国会中に政府としてこういう対策でいくといふことがきまりますかどうか、これは私、お約束をいたしかねますけれども、事務当局としての考へ方は、で

きるだけ早くするように努めていきたい、こう考へております。

○横山委員 最後ですけれども、あなたの今のお話に突つかかるわけではな

いのですが、農林省を差し置いてと言つておられますけれども、農林大臣はすでに公けの席上で、麦価を下げるということを天下に表明してゐるわけですから、これは単に普通の席ではなく、公式の席上で言つておる。農林省の態度はきまつてゐるわけですから、大蔵省の態度がきまつてゐないから、もたもたしているわけですから、従つてあなたの方としては、もう農林省の態度がきまらぬという段階ではなしに、すぐに話を始められて、きめようとすればきまる段階なのです。この点を十分に御了承の上で、すみやかにきめてもらふことを要望して私の質問を終ります。

○松原委員長 議事進行について発言を求められておりますので、これを許します。奥村君。

○奥村委員 ただいま提案の政府提出の法律案並びに本委員会所管の審議事項について、ただいままだ多数の質問者が予定されております。しかし午前中、とても議できなかったと思ひます。午後引き続いて審議を進められたい。もし午後引き続いて審議ができれば、明日審議を続行するようにお願いを申し上げます。当委員会には重要な法律案が多いし、また税制の根本的な改正につきまして、相当重要な質疑事項が山積してゐることでありますから、委員長においてお取り計らいのほどをお願いいたします。

○松原委員長 それではこの際暫時休憩をいたします。

午後零時三十九分休憩
休憩後は開会するに至らなかつた。